

岩手県監査委員告示第3号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和5年岩手県監査委員告示第34号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年1月9日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川村 伸 浩
岩手県監査委員 五味 克 仁
岩手県監査委員 中野 玲 子

1(1) 監査対象機関名 総務部人事課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和5年7月6日

イ 本監査実施日 令和5年8月7日

(3) 監査結果の公表の日 令和5年10月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
資金前渡金の精算に当たり、資金前渡精算書を提出していないものが1件、61,540円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	精算書の提出を要する資金前渡処理は本件以外に無いことを確認した。 今後は、同様の不適切処理を防止するため次のことを実施することとした。 課内における経理事務処理手順を定めた手順書に、資金前渡精算に関する処理手順を追加した。 併せて、事務処理状況の確認のため整備している経理補助簿（エクセル）に、支払方法や精算書提出年月日の入力欄を設け、チェック体制を構築した。 なお、今回指摘された「大学院大学入学検定料及び振込手数料」については、次回以降は請求書払いとなるよう相手方と調整した。

2(1) 監査対象機関名 総務部管財課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和5年6月19日

イ 本監査実施日 令和5年8月7日

(3) 監査結果の公表の日 令和5年10月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政財産使用料の徴収に当たり、通知した納期限が不適当なものが5件、4,433,883円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	年度当初の事務であり、令和5年度当初の行政財産使用料の徴収も同様となっていることを確認した。 今後は、会計規則に基づく納入期限を設定する。 併せて、納入義務者への年度当初の行政財産使用料の通知の段階で納入期限の予定時期をあらかじめ連絡するなど、納入期限内での納付となるよう、丁寧な説明・対応をすることとした。

3(1) 監査対象機関名 総務部総務事務センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和5年7月14日

イ 本監査実施日 令和5年8月7日

(3) 監査結果の公表の日 令和5年10月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
私用電話料の徴収に当たり、通知した納期限が不適当なものが10件、114,140円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	令和5年4月から7月調定分についても、同様に不適切なものが4件、45,275円あったことを確認した。 今後は、納期限を適切に設定するため、電子決裁システム内のテンプレートに納期限に関する施行注意事項を記載し、決裁時に担当内でダブルチェックすることで、再発防止に努めることとした。